

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

**令和元年(2019年)10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新制が導入されます。**

- **令和元年(2019年)10月1日**より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定の更新制度が導入されます。それに伴い有効期間が従来の無期限から**5年間**へ変更となり、**指定の更新がなされない場合は失効となります。**

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください(下表参照)

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**事前に郵送にて通知を行います。**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

●更新申請に必要な書類

- ・**様式第1**及び**第2**
- ・**機械器具調書**
- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)
又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(**免状**又は**技術者証**等)



●指定更新の要件は**新規指定と同様**となります。

※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ・指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ・指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ・給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせ

塩竈市水道部工務課お客様相談係 TEL:022-364-1448